

岐 阜 県 公 報

第 二 百 十 九 号
令 和 三 年 七 月 十 六 日
(金 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県メディカルコントロール協議会規則の一部を改正する規則

(消 防 課) 四〇七^{ペシ}

岐阜県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

(高 齢 福 祉 課) 四〇七

告 示

保安林の解除をしようとする旨の通知

(治 山 課) 四〇八

公 示

土地改良区役員の退任及び就任

(東濃農林事務所) 四〇八

規 則

岐阜県メディカルコントロール協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十七号

岐阜県メディカルコントロール協議会規則の一部を改正する規則

岐阜県メディカルコントロール協議会規則(平成二十五岐阜県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「三十人」を「三十五人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十八号

岐阜県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県介護保険財政安定化基金条例施行規則(平成十三年岐阜県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項第二号中「第六條第五項」を「第六條第六項」に改める。

2 政令附則第二條の第二項の規定により貸付金の償還期限が令和十一年度の末日に延長された市町村においては、第六條の規定にかかわらず、令和三年度から令和五年度までの計画期間における借入総額を六で除して得た額を令和六年度から令和十一年度までの各年度において償還するものとする。

3 政令附則第二條の第二項の規定により貸付金の償還期限が令和十四年度の末日に延長された市町村においては、第六條の規定にかかわらず、令和三年度から令和五年度までの計画期間における借入総額を九で除して得た額を令和六年度から令和十四年度までの各年度において償還するものとする。

4 政令附則第二條の第三項の規定により貸付金の償還期限が令和十四年度の末日に延長された市町村においては、第六條の規定にかかわらず、令和六年度から令和八年度までの計画期間における借入総額を六で除して得た額を令和九年度から令和十四年度までの各年度において償還するものとする。

5 政令附則第二條の第三項の規定により貸付金の償還期限が令和十七年度の末日に延長された市町村においては、第六條の規定にかかわらず、令和六年度から令和八年度までの計画期間における借入総額を九で除して得た額を令和九年度から令和十七年度までの各年度において償還するものとする。

別記第一号様式、別記第四号様式及び別記第八号様式から別記第十号様式までの規定中「四」を削る。

附 則

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和三年七月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所
多治見市大沢町二丁目九の一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

公 示

土地改良区役員の退任及び就任（退任・就任）

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任（退任・就任）をした旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和三年七月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

| | | | | |
|-----------|----------|----|-------|---------------|
| 土地改良区名 | 退任年月日 | 役名 | 氏名 | 住 所 |
| 瑞浪中部土地改良区 | 令和三年五月二六 | 理事 | 土屋 浩二 | 瑞浪市土岐町 二九五一番地 |

就任した役員

| | | | | |
|-----------|---------|----|--------|---------------|
| 土地改良区名 | 就任年月日 | 役名 | 氏名 | 住 所 |
| 瑞浪中部土地改良区 | 令和三年六月三 | 理事 | 小木曾 徳幸 | 瑞浪市土岐町 二九三一番地 |

令和三年七月十六日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社